

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」 2014年4月14日判決（2）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「バージニアG号事件」（パナマ／ギニアビサウ）国際海洋法裁判所判決

判決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 背景となる事実
- IV. 管轄権
- V. 受理可能性
- VI. 受理可能性に対する抗弁 (以上、本誌54巻1号)
- VII. 海洋法条約56条、58条及び73条1項
- VIII. 海洋法条約73条2項、3項及び4項 (以上、本号)
- IX. 海洋法条約のその他の関連規定及びSUA条約
- X. 反訴
- XI. 賠償
- XII. 裁判費用
- XIII. 主文

Hoffman次長並びにMarotta Rangel、Chandrasekhara Rao、Kateka、Gao及びBouguetaia各裁判官の共同反対意見

Ⅶ. 海洋法条約56条、58条及び73条1項

161. 次に、ギニアビサウが、バージニアG号を拿捕しその後没収した際に海洋法条約に違反したかどうかの問題を、取り上げよう。この問題に回答するためには、ギニアビサウが主張しているように、同国が、同条約に基づき、排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶の燃料供給を規制する管轄権を有するかどうか、

ギニアビサウの関連法令が同条約に合致しているかどうか、及び、バージニアG号事件においてこれら法令の適用が条約に違反したかどうか、を確認しなければならない。

162. パナマは、燃料供給 (bunkering; soustage)⁹⁾ とは、「海運産業において用いられる語で、燃料 (照明用燃料、軽油及び船舶用ディーゼル油など) を供給する特殊な船舶 (石油タンカーなど) が海上の他の船舶に燃料を販売することをいう」、と定義する。これに関して、ギニアビサウは、燃料供給の経済的活動についてのパナマによるこの定義は「概ね正しい」、としている。

163. パナマは、「沿岸国のEEZにおいて燃料供給サービスを提供する活動は、海洋法条約に特に定めはなく、また国際判例法でも解決されていない」、と指摘する。

164. パナマは、「ギニアビサウが、海洋法条約で与えられていない主権的権利と管轄権を行使することは、当時違法であったし、現在も違法である」、と主張する。パナマによると、「ギニアビサウの主権と管轄権がバージニアG号の活動にまで拡張されその結果航行の自由が否定されたことは、条約規定に合致しない」、という。

165. パナマは、「ギニアビサウのEEZにおいてバージニアG号が提供した燃料供給サービスは、58条1項の規定に基づく航行の自由並びに航行の自由に関連し及びその他の国際的に適法な海洋の利用に、該当する」、と主張する。

166. 加えて、パナマは、ギニアビサウ法令がギニアビサウの排他的経済水域における燃料供給船に対して許可 (authorization)¹⁰⁾ を義務づけ許可料 (fees) を

9) 訳者注：この定義では、bunkering は燃料を販売すること、つまり供給する側の活動として述べられており、実際に判決文も基本的にその意味で用いている。しかし、判決文は、漁船が燃料の供給を受ける行為にもこの語を用いている。本翻訳では、明らかに燃料の供給を受ける場合の行為について「燃料補給」と訳し、燃料を供給する側の活動及びいずれか判別できないものについて「燃料供給」と訳した。なお、後述注10)を見よ。

10) 訳者注：判決文において、ギニアビサウ政府からの燃料供給の「許可」を示す語は、主に“authorization”であるが、他に、“permission”、“license”などもあり、統一されていない。判決の仏語テキストも同じく、“autorisation”、

課すことは、海洋法条約58条の定める自由と両立しない、という。

167. パナマは、「沿岸国EEZにおける他国の主要な権利は、海洋法条約58条の定めるすべての国に与えられる自由である」、と主張する。この文脈において、パナマは次のように主張する。

「87条(d)、(e)及び(f)に掲げる自由を58条1項で除外した上で56条1項でこれらの自由を明記していることは、海洋の自由は、56条1項で権利が沿岸国に明示的に認められる場合にのみ限定されることを、示している。」

168. パナマによると、「58条1項は、87条に言及することにより、EEZにおいて行使しうる自由を公海の自由と等しいものに行っているように思われる。このことは、条約の88条から115条までの規定が適用される場合でも、そうである」、という。

169. パナマは更に、次のように主張する。

「3つの自由（航行、上空飛行及び通信）に関して紛争が発生した場合、これらの自由と『その他の国際的に適法な海洋の利用（船舶……の運航……に係る海洋の利用等）の自由』に有利になるように解釈すべきである。」

170. パナマの主張によると、バージニアG号が行った燃料供給活動は、「西ア

“permis”、“licence”があり、しかも判決文の当該箇所の英語と仏語の表現が対応していないことも多い。更に、漁船の漁獲の「許可」も、英語・仏語でこれら多様な語が統一性のないまま用いられていて、同じ語であっても、燃料供給の許可を指すことも漁船への漁獲の許可を指すこともある。そのため、特定の語について統一した訳語を当てることができなかった。本翻訳では、燃料供給について「許可」、漁船の漁獲については、「漁獲の許可」と訳した。ただ、後述の判決178項では、燃料供給のauthorisationとは区別されるlicenceの語が用いられており、同じ訳語を用いることができない。この判決文において“licence”の語は特定の統一的な意味で用いられていないので、この178項についてのみ「ライセンス」と訳した。

なお、ギニアビサウ政府からの燃料供給の許可は、本来は燃料供給サービスを提供する者に対して行われるのであろうが、後述の判決187項などで説明されているように、ギニアビサウは、漁船が燃料の供給を受ける行為についても規制の対象としている。この点、誰に対するどの活動についての許可なのか判然としませんが、実務においては、漁船側が、燃料補給会社の燃料供給の許可を代行して取得するようであり（後述241項・246項を見よ）、燃料供給の許可と燃料補給の許可は、特段区別する必要がないものと思われる。

フリカの沿岸諸国のEEZ内の船舶(漁船を含む。)に特定の軽油販売市場を提供する商業活動であり、したがって船舶への燃料供給はバージニアG号の航行の目的そのものである、という。そして、燃料供給と航行の間に本質的な関係があるからこそ、燃料供給活動は、航行の自由と海洋法条約58条1項の定めるその他の国際的に適法な海洋の利用と一層密接な関係があると考えらるべきであると説明する。

171. パナマによると、沿岸国は、海洋法条約56条2項の定めるところに従い、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならないが、他国のその権利には、特に、条約58条によりすべての国に与えられる自由が含まれる、という。

172. パナマは、「法律第6-A/2000号は海洋法条約規定に違反する、なぜなら、この法律はギニアビサウに一定の主権的権利と管轄権を与えているが、これらの権限は海洋法条約において沿岸国に与えられていないためである」、という。

173. この文脈で、パナマが疑義を示しているのは、法律第6-A/2000号が漁船と漁船でない船舶とで区別していないことと、「『漁獲関連活動』が法律第6-A/2000号の補足法令で定められていて『後方支援活動(logistical support activities)』を含む広範な定義であること」に対してである。パナマによると、燃料供給船は、漁船ではないし、また、海洋法条約第5部でギニアビサウに与えられた権利と管轄権の文脈では、定義上ギニアビサウの排他的経済水域で天然資源を探索し開発しあるいはこれを利用する船舶でもない。パナマは、「EEZ内の漁船に対する燃料供給活動は、全くの補助的な活動であって、漁業関連活動とみなすことはできない」、と説明する。

174. パナマによると、ギニアビサウの法律第6-A/2000号は、排他的経済水域に関する国際法制度の諸原則と趣旨と両立しない。特殊な水域である排他的経済水域を設けた主な趣旨は、沿岸国がその海洋資源を規制し及び管理することができるようにすることである。「海洋法条約56条1項は、ギニアビサウに対し、生物資源または非生物資源の探索、開発、保存及び管理のため、その排他的経

済水域における一定の主権的権利及び一定の管轄権を与えている」。パナマによると、条約61条と62条は沿岸国が自国の生物資源の保存及び利用を規制する方法を明記している、という。

175. パナマは、排他的経済水域における燃料供給を国内的な規制と管理に服する漁業関連活動とすることに対し、疑問を呈する。パナマは、次のような見解を示した。

「EEZ内の生物資源に対するギニアビサウの権利と管轄権の物理的範囲は、その生物資源の保存と管理に関係しており、また生物資源の探査と開発・利用に関係している。これらの文言は、『生物資源に関係する通常の企業活動と政府任務をすべて包含する十分に広範な文言』で記述されていると考えるのが、恐らく合理的であろう。しかしながら、仮にもっと広範な解釈であるとしても、その解釈は生物資源それ自体への基本的関係を当然に保持すると考えることもまた、合理的である。」

176. パナマは、次のようにいう。

「ギニアビサウの実行は、漁獲活動と漁獲関連活動の解釈を、燃料供給を含むように拡張したように思われる。……一定の関連活動を漁獲関連活動あるいは後方支援活動に分類する唯一の合理的な拡張解釈は、現実にかつ厳格に漁獲に関連する活動に限定することであり、すべての船舶に与えられる最も基本的に必要な一般のサービス（燃料供給など）にまで広げるべきではない。」

パナマは、ギニアビサウが主張するこのような解釈方法に賛成しない、という。

177. パナマは、漁船の燃料補給は西アフリカでは漁獲関連活動として扱うのが普通であるとするギニアビサウの主張に対し、当裁判所が法規範の存在を確証するに当たりそのような地域的傾向で十分だとするのは無理がある、という。パナマによると、世界中の大多数の国は、漁獲関連活動を行う船舶を漁船とみなしてはいない。パナマは、次のような認識を示した。

「漁船は、ギニアビサウのEEZという所在場所により及び漁船が行う漁業活動により、特別の規則に服することはあろう。しかし、だからといって、漁

船に適用される規則が燃料供給船(本件ではバージニアG号)にも適用されることにはならない。」

178. パナマは、次のように述べる。

「ギニアビサウは、自国のEEZでの燃料供給を規制することの金銭的利益を明らかに認識していて、また、燃料供給船に対し同国の許諾 (consent) の付与のため金銭支払いを要求していることから、その供給活動の許可 (authorisation) ないし許諾は、実際のところ、ライセンス (licence) と同じ扱いが与えられこれによりギニアビサウが自国のEEZ内で行われる燃料供給活動に対し税金または関税を課す状況が現れている。」(訳者注:下線部は原文では太字)

179. パナマはまた、次のように述べる。

「ギニアビサウは、EEZで行われる燃料供給活動も対象とする国内漁業法令によって海洋法条約の適用範囲を一方的に拡張しており、そのため供給活動の事前許可の申請は金銭の支払いが条件とされるが、その拡張の唯一の目的は、実際のところ、関税型の水域を拡張することである。この状況は、国際海洋法裁判所が1999年のサイガ号事件(第2)判決で事実上認めなかったものであるが、本件事件では未だに、ギニアビサウの法律第6-A/2000号において偽装された形態で現れていることとなる。」(訳者注:下線部は原文では太字)

180. この文脈で、パナマは、2001年10月1日の「ギニアビサウの」漁業海洋省と経済財務省の第2/2001号共同命令の一節に言及する。これは、「我が国の経済的社会的発展に向けて民間部門が積極的な貢献を行うよう民間の発意を奨励し及び促進する政府政策を考慮し」、と述べている。

181. パナマはまた、ギニアビサウの排他的経済水域における漁船への燃料供給の必要性を強調して、「この地域において提供される燃料供給サービスは、この地域において燃料供給施設と軽油製品が恒常的に不足しているため、特に重要であるが、「ビサウ港には『適当な施設がない』」、という。

182. パナマは、ギニアビサウが燃料供給に対する規制を正当化するため援用す

る環境面での懸念について、「燃料供給活動の際の危険は最小限にとどま」り、「バージニアG号のような船舶が供給するのは、燃料用の重油ではなく軽油—クリーンで揮発性のある製品—であって、大きな海洋環境問題を引き起こすものではない」、と主張する。また、「自国資源の保護と保存のために国内法でバージニアG号の活動を規制する必要があるとするギニアビサウの主張」は支持できない、「その理由は、特に、バージニアG号に対し執行された法律はギニアビサウの国内漁業法であったこと、また、ギニアビサウがその答弁書で初めて持ち出した『自国の資源の保護と保全』についての懸念を今になって主張することはできないこと、である」、と指摘する。

183. パナマの見解では、ギニアビサウが援用する持続可能な漁業の原則は本件事件を支持しない、という。ギニアビサウの主張は矛盾しており、同国は大西洋まぐろ保存委員会の委員ですらない、というのがその理由である。

184. 最後に、パナマは、排他的経済水域概念の立法過程に依拠して、沿岸国は排他的経済水域において残余的な権限を享有することを、否定する。パナマによると、「沿岸国は、海洋法条約に違反するようなまたはこれに違反するような結果をもたらすような法律を制定する残余的な権限はない」、という。

185. これらパナマの主張に対し、ギニアビサウは、「海洋法条約58条の違反はない、なぜなら燃料供給は経済活動であり、航行の自由及びその他の国際的に適法な海洋の利用には含まれないからである」、と主張する。

186. ギニアビサウは、「EEZは特別の地位を有するが、この地位においては、海洋資源の保全と漁獲の規制における沿岸国の利益は、タンカーが行う燃料供給活動の経済的利益に優先する」、と指摘する。

187. ギニアビサウは、次のことを強調する。

「海洋法条約の発展的解釈に従うと、排他的経済水域における漁船の燃料供給に対する規制は、条約56条、61条、62条及び73条で認められている沿岸国の主権的権利と管轄権により、許される。」

188. したがって、ギニアビサウは、自国の法令とバージニアG号の活動へのその執行は海洋法条約とその他の国際法規則に従って行われている、と述べる。

同国は、次のように主張する。

「燃料供給活動は、漁獲活動を支援し及び補助するものであるから、漁獲関連活動とみなさなくてはならないのは当然であり、したがって、ギニアビサウの法令と小地域的な他国の法令の両方により、規制される。」

189. ギニアビサウによると、「ギニアビサウは、法律第6-A/2000号の3条1項、2項、3項(b)、3項(c)及び23条で、燃料供給を漁獲関連活動として性格づけている」、という。

190. 2000年8月22日の法律第6-A/2000号の関連条文は、次のように定める。

法律第6-A/2000号の3条

[パナマ申述書附属書9でパナマが提供した英訳より]

「第3条 (漁獲の定義)

1. 漁獲 (Fishing) とは、通常の生息地又は主な生息地を水中とする生物学上の種を、その方法を問わず、捕獲し又は収穫する行為をいう。
2. 漁獲には、その直接の目的が漁獲である事前の活動 (魚群探知など)、魚を集めるために用いる器具の取付け又は回収及び漁獲関連活動 (fishing related operations) を含む。
3. 前項の規定の適用上、漁獲関連活動は次のことを意味する。
 - a) ギニアビサウの海域における魚又は水産物 (fishery products) の積替え
 - b) ギニアビサウの海域で捕獲された魚その他の水生生物を最初に陸揚げするまでに行われる輸送
 - c) 海上の漁船に対する後方支援活動
 - d) 漁民からの漁獲物の収集」

法律第6-A/2000号の23条

[パナマ申述書附属書9でパナマが提供した英訳より]

「第23条 (漁獲関連活動)

1. 漁獲関連活動は、漁業について責任を負う政府構成員からの許可を必要とする。
2. 前項の許可は、金銭の支払い及び漁業について責任を負う政府部局が定

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（2）

めるその他の条件（漁獲関連活動を行う海域又は場所に関する条件、及び、監視官又は監督官による義務的な乗船に関する条件）に服するものとする。」

191. ギニアビサウは、これらの規則は「この地域の立法実務に完全に合致する」、と指摘する。このことは、ギニアビサウが招聘した専門家であるDywyná Djabulá氏の証言においても示されている。同氏は、次のように陳述した。

「海上での燃料供給については、1993年の漁業資源の漁獲及び開発に関する条約¹¹⁾に規定がある。この条約は、加盟国の法令を分析しており、ギニアビサウはその1国である。他には、セネガル、カーボベルデ、シエラレオネがある。この条約によると、各国が海上での燃料供給の規制に責任を有する。この事項を規制することにより、これらの国々の法令は、漁船と漁獲活動について広範な意味を採用している。我々がこの広範な意味で漁船について述べるときは、この語には後方支援を提供する船舶も含んでおり、これには燃料供給船が含まれる。漁獲についての広範な意味は、現実の魚獲のみでなく海上での船舶への供給を含んでおり、ギニアビサウ法令もこれと同様の内容である。」

192. ギニアビサウは、次のように述べる。

「我が国は、ギニアビサウの排他的経済水域でバージニアG号が行った燃料供給活動が海洋法条約58条1項が定める航行の自由及びその他の国際的に適法な海洋の利用に該当するという考えを受け入れず、したがって許可料の支払いを条件とする事前の許可を要しないとは考えない。」

11) 訳者注：この証言部分からは分かりにくいですが、これは、1993年7月14日の「SRFC加盟国の沖合にある海洋資源の漁獲及び開発のための条件の決定に関する条約」（IIMCA条約）を指している。後述216項の2012年条約はこれを改訂した新MCA条約である。このSRFC（西アフリカ地域漁業委員会）は、後にITLOSに勧告的意見を要請している（2015年西アフリカ地域漁業委員会事件ITLOS勧告的意見）。IIMCA条約と新MCA条約について、この勧告的意見を訳出した佐古田彰「国際海洋法裁判所『西アフリカ地域漁業委員会事件』2015年4月2日勧告的意見（一）」『小樽商科大学商学討究』66巻2・3合併号（2015年）330頁脚注3を参照。

193. 更にギニアビサウは、次のように述べる。

「沿岸国の排他的経済水域において第三国の旗を掲げる船舶の航行の自由には、漁船の燃料補給という経済活動を行う権利を含むとすべきではない。……それは、この活動は、航行の自由よりも漁獲との関係がずっと密接であるためである。」

194. ギニアビサウは、「EEZにおける他国の海洋の自由は、沿岸国の権利を確保するために必要な限度で、制限することができる(海洋法条約58条3項)」、と主張する。

195. この文脈において、ギニアビサウは、また、「燃料供給は、排他的経済水域に存在する生物資源に対する沿岸国の権利を危険にさらす可能性があるため、沿岸国により規制されなければならない」、と主張する。

196. ギニアビサウによると、「海上で燃料供給を行うための条件を課しているのは、乱獲による経済的結果のためだけでなく、乱獲がもたらす高度な環境危険のためでもある」、という。

197. ギニアビサウは、「環境法における予防原則は、沿岸国に対し、環境に対するすべての危険を回避するためにすべての適当な措置をとることを義務づけており、これはEEZにおける石油タンカーの航行の場合が含まれる」、と述べる。

198. これに関して、ギニアビサウは、「旗国の措置は海洋生物資源の無規制な開発を防止するには十分でない」と指摘し、また、「燃料供給を漁獲関連活動として規制するのは、ギニアビサウが予防的アプローチを用いた直接の結果である」、という。

199. ギニアビサウは、ギニアビサウの漁業法は環境保護と何の関係もないとするパナマの主張を、否定する。ギニアビサウの主張によると、燃料供給は非常に深刻な環境危険を有しており、その理由で沿岸国の規制は—国際海洋法裁判所はサイガ号事件(第2)判決で検討しなかったが—海洋法条約61条と62条により許される、という。ギニアビサウは、次のように述べる。

「西アフリカ諸国において燃料供給による油流出は一切ない、と言えるのだ

ろうか。その答えは、否、である。しかし、これを事例で確認することができない。だからこそ、ギニアビサウは、自国の漁業法で予防的アプローチを適用するのである。」

200. ギニアビサウは、ギニアビサウの港に船舶の燃料供給のための施設がないという事実からパナマが導いた結論を否定して、だからといってこの燃料供給が排他的経済水域で行われる方法を規制する権利が認められないことにはならない、と主張する。

201. ギニアビサウは、排他的経済水域での燃料供給の許可のために支払われる許可料について、その根本的目的は厳格に環境目的であって、その収入は海洋汚染に関する政策のための予算にのみ用いられることを、強調する。

202. ギニアビサウは、次のように述べる。

「沿岸国は、この活動から税収を得る権利を有する。というのは、海上で燃料供給が行われることによって、沿岸国は、自国領域での燃料の供給であれば得られるはずの税金の徴収が、妨げられるからである。また、『汚染者負担原則』に基づいても、そういえる。」

203. ギニアビサウは、次のような考えを示した。

「したがって、自国の排他的経済水域において燃料供給活動が行われる場合、沿岸国がその活動の許可に相応する金銭の支払いを求めることは当然であり、海洋法条約62条に合致している。」

204. ギニアビサウは、パナマの立場を否定して、「ギニアビサウは自国の租税法令をEEZにまで拡張して適用しておらず、燃料供給の許可の発行についてごく少額を課しているに過ぎない。これは、燃料供給が陸上で行われたとしたときの税収として得られるものより、ずっと低い金額である」、と強調する。

205. この問題は、また、Dywyná Djabulá氏の証言において次のように整理されている。

「海上での燃料供給と陸上での燃料供給とは、法律上扱いが異なる。港内での燃料供給は、現行法上は、商業的活動とみなされ課税以上の規制に服する。まず、輸入税を支払わなければならない。軽油の場合は、税金は製

品の価格の5%である。また、産業税も支払わなくてはならず、これは収益(つまりこの活動から得られる金額)の25%である。海上での燃料供給の場合は、これと異なる。ギニアビサウ法は、資源と環境の保全を考慮している。というのは、この活動は、燃料の流出と、移送中に生じる廃棄物により、環境損害を引き起こすためである。また、漁船が実際に漁場に所在する時間も、考慮している。なぜなら、漁船が燃料補給のため港に行く必要がなく漁獲活動が妨げられないから、より多くの魚を捕獲することができる。これは環境への影響が生じる。共同命令においても、我々は環境面を考慮しなければならず、この活動は一定の制約条件に服さなければならない、とされている。そのため、環境保護の原則を考慮して許可料が課されているのである。この許可料という考えは、漁業団体の活動に影響を及ぼし、2度にわたり考えさせるためのものである。すなわち、彼らは、支払いたくなければ、海上で燃料補給を行わないだろう。彼らが海上での燃料補給を続けたいなら、この金額を支払わなければならない。このお金は、環境政策、流出の結果、政策への予算及び引き起こされる損害の救済のために用いられる。実際のところ、その金額はごく少額であるが、もしこれがこの種の活動を抑止するに十分でないときは、引き上げることができる。」

206. さて、すでに当裁判所が述べたように、パナマの旗を掲げるバージニアG号は、ギニアビサウ排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶に軽油を提供し、その活動を理由にギニアビサウにより拿捕された。

207. したがって、本件事件における当裁判所の任務は、沿岸国の排他的経済水域において漁獲を行う外国船舶を支援する燃料供給活動に関する紛争を扱うことである、と強調しておきたい。

208. 当裁判所が取り上げる問題は、ギニアビサウが、その排他的経済水域における天然資源の探査、開発、保存及び管理に関する主権的権利を行使するに当たり、この水域において漁獲を行う外国漁船の燃料補給を規制する権限を有するかどうか、である。この問題に回答するためには、当裁判所は、海洋法条約

の関連規定とこれに関する国家実行を分析する必要がある。

209. 海洋法条約第5部、特に56条と61条～68条の生物資源に関する規定とを合わせて読むと、沿岸国が排他的経済水域で漁獲を行う外国漁船の燃料補給を規制する権限を有するかどうかの問題について、十分な指針を与える。

210. 海洋法条約56条は、次のように規定する。

「1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。

(a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利

(b) この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権

(i) 人工島、施設及び構築物の設置及び利用

(ii) 海洋の科学的調査

(iii) 海洋環境の保護及び保全

(c) この条約に定めるその他の権利及び義務

2 沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するように行動する。

3 この条に定める海底及びその下についての権利は、第6部の規定により行使する。」

211. 海洋法条約56条は、天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を定めている。当裁判所の見解では、「主権的権利」の語は、天然資源の探査、開発、保存及び管理のために必要な及びこれに関係するすべての権利を包含し、これには必要な執行措置をとる権利が含まれる。

212. 海洋法条約56条で「保存」と「管理」の語を用いていることは、沿岸国の権利は厳密な意味での保存以上のものであることを、示している。保存と管理が異なる事項を対象としていることは、条約61条が支持するところである。61

条は、その見出しが示しているように保存の問題を扱っているが、62条は保存と管理の両方を定めている。

213. 沿岸国が排他的経済水域の生物資源を探査し、開発し、保存し及び管理する主権的権利を行使するに当たり、沿岸国は、海洋法条約に基づき、自国の排他的経済水域で外国漁船が漁獲を行うための条件を定める法令を制定する権限を有する(条約56条1項及び62条4項)。条約62条4項に基づき沿岸国が制定する法令は、条約に適合したものでなければならず、また特にこの規定に掲げられた事項に関係することができる。62条4項に掲げる事項の一覧には、沿岸国がとりうるいくつかの措置が含まれている。これらの措置を管理とみなすことができる。また、条約62条4項の文言はこの一覧が網羅的でないことを示している。

214. ところで、カナダとフランスの間のブルターニュ号事件に関する仲裁判決は、海洋法条約62条4項の一覧について、次のように述べている。「この一覧は網羅的でないけれども、沿岸国の規制権限は、通常は、この規定に示された事項よりも多様な性質を有する事項を規制する権限を含むとは、いえない」(カナダとフランスの間のセントローレンス湾魚切り身機械事件(ブルターニュ号事件)、1986年7月17日判決、*ILR* 82 (1990), p. 591, at p. 630, para. 52; *RIAA*, vol. 19, p. 257, para. 52)¹²⁾。

215. しかし、当裁判所の見解では、海洋法条約62条4項に記された活動の一覧から明らかなように、沿岸国が規制しうる活動はすべて漁獲と直接の関係がなくはない。当裁判所は、漁獲とのこの関係は排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶の燃料補給について存在する、と考える。なぜなら、こういった船舶は燃料補給によって、中断することなく海上で活動を継続することができるからである。

216. この結論は、下記のいくつかの国際協定における「漁獲(fishing)」及び「漁獲関連」活動(“fishing-related” activities)の定義からも導かれる。これら

12) 訳者注：本件ITLOS判決の英文にはILRが、仏文にはRIAAが、引用されている。改めて説明するまでもないが、この仲裁判決は仏文でありRIAAに掲載されており、ILRにはその英訳が掲載されている。

の協定はすべて、漁獲と様々な支援活動（support activities）との間の密接な関係を設けており、これには燃料供給が含まれている。当裁判所は、これに関して、次の国際協定に留意する。

- ・2009年の違法漁業防止寄港国措置協定： この協定の1条(d)は、「漁獲関連活動」を、「漁獲を補助し（in support of）、又は準備するための作業（……海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。）」、と定義する。
- ・2012年の西アフリカ地域漁業委員会（SRFC）加盟国の管轄下の海域にある海洋資源の漁獲及び開発の最低条件の決定に関する条約（新MCA条約）：
この条約の2条6項は、「漁船とは、漁獲のために又は漁獲目的で用いられるすべての船舶をいい、支援船（support vessels）、商船及び漁業活動を直接に行うその他の船舶を含む。」、と規定する。

下記の条約も、同じ例である。

- ・1992年の北太平洋溯河性魚類保存条約
- ・2001年の南東大西洋漁業条約
- ・2006年の南インド洋漁業協定
- ・2000年の中西部太平洋まぐろ類条約
- ・1993年のみなみまぐろ保存条約

217. 当裁判所の見解では、沿岸国が自国の排他的経済水域で漁獲を行う外国漁船の燃料補給を規制することは、海洋法条約62条4項と合わせて読んで56条に基づいて、沿岸国が自国の生物資源を保存し及び管理するために排他的経済水域でとることができる措置の一部である。この見解は、海洋法条約の採択後に発展した国家実行によっても、確認できる。

218. 西アフリカ地域だけでなく世界中の他のいくつかの地域において、いくつかの国の国内法が、ギニアビサウの法令と同様の方法で、自国の排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶の燃料供給を規制している。また、こういった国内法に対し明白な異議は出されておらず、一般にこの国内法は遵守されている。

219. この文脈において、改めて（前述216項を見よ。）、漁獲活動を規制し及

び管理するために締結されたいくつかの国際協定に言及しておく。これに関して、これらの協定が「漁獲関連活動」の定義において漁船への燃料の供給を含んでいることに、留意する。

220. さて、ここで、沿岸国が、自国の排他的経済水域内での外国船舶の燃料補給を規制する権限の範囲を、検討したい。そのために明らかにしなければならないことは、どの範囲の燃料供給が海洋法条約58条に基づく航行の自由とその他の国際的に適法な海洋の利用の対象か、である。

221. 海洋法条約58条は、次のように規定する。

- 「1 すべての国は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、排他的経済水域において、この条約の関連する規定に定めるところにより、第87条に定める航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用（船舶及び航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係る海洋の利用等）の自由を享有する。
- 2 第88条から第115条までの規定及び国際法の他の関連する規則は、この部の規定に反しない限り、排他的経済水域について適用する。
- 3 いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。」

222. 当裁判所の見解では、海洋法条約58条は、56条と合わせて読むべきである。58条は、沿岸国が、自国の排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶の燃料補給を56条に基づき規制することを、妨げてはいない。前述213項で述べたように、この権限は、沿岸国が天然資源を探査し、開発し、保存し及び管理する主権的権利に由来する。

223. 排他的経済水域で漁獲を行う外国船舶の燃料補給は、関係沿岸国が規制することができる活動である。もっとも、海洋法条約に特段の定めがないその他

の燃料供給活動については、沿岸国はそのような権限を持たない。

224. なお、海洋環境保護のために沿岸国が漁船の燃料補給を規制する権利についての両当事国の主張については、両国が提出したこれに関連する主張と事実を検討する必要はない。当裁判所の見解では、ギニアビサウが、燃料供給に関する規制を、海洋環境保護に関する法令ではなく漁業に関する法令に組み入れていることを指摘することで、十分である。

225. さて、次の問題に目を向けよう。漁船の燃料補給に関するギニアビサウの法令は、海洋法条約56条と62条に合致しているかどうか、である。

226. ギニアビサウの関連国内法を検討するに当たっては、ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ人の権益に関する事件に関する常設国際司法裁判所（PCIJ）判決が想起される。この事件において、PCIJは次のように述べた。

「国際法の観点から及び国際法の機関である当裁判所の観点からいうと、国内法は、判決あるいは行政措置と同じく、国の意思を表明し国の活動を構成する単なる事実に過ぎない。当裁判所が、ポーランド法をポーランド法として解釈することを求められてはいないのは間違いない。しかし、当裁判所が、ポーランドが自国法を適用するに当たりジュネーブ条約に基づきドイツに対して負っている義務に合致して行動しているかどうかの問題について判決を下すことを妨げるものは、何もない。」

（ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ人の利益に関する事件、本案判決第7号、1926年、*PCIJ Series A, No. 7*, p. 19）

227. サイガ号事件（第2）判決で示したように、当裁判所が要請されていることは、海洋法条約のいくつかの規定に基づき、締約国が自国法の制定またはその履行に当たり海洋法条約に合致して行動しているかどうかを判断することである（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 52, para. 121を見よ）。

228. ギニアビサウ法の関連規定は、法律第6-A/2000号の3条と23条（これらは、前述190項に再録）のほか、政令第4/96号の39条である。これは次のように定める。

〔第39条(後方支援及び転載活動)〕

〔ギニアビサウの答弁書96項に記された英訳より〕

1. ギニアビサウの主権又は管轄権に服する水域において活動を行う船舶への後方支援活動(食糧、燃料、漁業用設備の配送又は受取りなど)、乗組員の移送及び漁獲物の転載は、事前にかつ個別に漁業省による許可を必要とするものとする。
2. 前項の定める活動に対する許可の申請は、当該活動を行う船舶がギニアビサウの主権及び管轄権に服する水域に入る予定の日の10日前までに行わなければならない。その申請には、次の情報を記載しなければならない。
 - a) 計画している活動の詳細
 - b) 後方支援又は漁獲物の転載のために用いられる船舶の識別及び性質並びにギニアビサウの水域に所在する予定の日程
 - c) 後方支援活動又は漁獲物の転載活動から利益を受ける船舶の識別
3. 後方支援活動又は漁獲物の転載活動から利益を受ける船舶は、有効な漁獲許可を保持しなければならない。
4. 漁業大臣は、後方支援活動又は漁獲物の転載活動が行われる海域及びその日程を決定することができ、また資格を有する海上執行官の乗船を決定することができる。」

229. パナマは、特に、ギニアビサウが主張する管轄権の範囲は過度に広く定義されている、と主張する。しかし、法律第6-A/2000号の定める漁獲関連活動の定義は、十分に明確な文言で、ギニアビサウ法が対象とする活動は排他的経済水域における漁獲活動を直接に支援する活動である、と定めている。

230. ここで、ギニアビサウが、燃料供給の許可を与えるために課している許可料支払いの問題を、取り上げたい。

231. パナマはこの支払いは許可料(fee)ではなく税金を構成すると主張するのに対し、ギニアビサウはこの支払いは許可料を構成すると主張する。

232. この文脈において、サイガ号事件(第2)判決に言及しておこう。判決127

項は、次のように述べた。

「沿岸国は、海洋法条約に基づき、自国の領海において、通関上の法令を適用する権利を有する（2条及び21条）。また、沿岸国は、接続水域において、『次のことに必要な規制を行うことができる。

(a) 自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。

(b) 自国の領土又は領海内で行われた(a)の法令の違反を処罰すること。』

(33条1項)

そして、沿岸国は、排他的経済水域において、人工島、施設及び構築物に関して通関上の法令を適用する管轄権を有する（60条2項）。当裁判所の見解では、海洋法条約は、沿岸国に、この規定が言及していない排他的経済水域の他の部分に関して通関上の法令を適用する権限を与えていない。」

（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 54, para. 127）

233. 当裁判所は、この考えを維持する。この考えは、通関に関する法令と同様に、租税に関する法律についても適用される。

234. ギニアビサウの説明（前述201項～204項）から分かるように、ギニアビサウによる許可料の賦課は、同国の財政的利益のためではなく、燃料供給の許可に関して与えられる役務についてである。したがって、当裁判所は、ギニアビサウによる許可料の賦課は、パナマが主張するように租税法と通関法を排他的経済水域に拡張しようとするもの、とはいえないと考える。

235. 燃料供給の許可を取得するための手続きの問題についていうと、当裁判所は、この手続きは、適切に行われるなら、許可の申請者に過度の負担となっていない、と考える。特に、燃料供給船にとって、この許可の取得は過度の負担とはいえない。

236. これらの理由で、当裁判所は、ギニアビサウの関連法令は海洋法条約56条及び62条4項に合致する、と判示する。

237. 次に、バージニアG号が燃料供給活動について必要な許可を得ていたかどうかの問題を扱おう。

238. パナマの主張によると、仮に排他的経済水域における漁船の燃料補給を沿岸国が規制することは海洋法条約に合致するとしても、当時、バージニアG号はギニアビサウの法令に基づきAmabal II号に燃料供給サービスを提供するための許可を保持していた、という。

239. パナマは、「バージニアG号は、事実上AMABAL II号に燃料供給サービスを提供するための許可を有しており、したがって、バージニアG号、その船長及び船主はギニアビサウ法上の義務を遵守し履行していた」、と主張する。

240. パナマは、燃料供給の手続きについて、次のように述べている。

「燃料供給を行う場所あるいは座標は、船舶の航路を考慮して数週間あるいは数日前にバージニアG号の船主／運航者とその顧客との間で決められるのが、一般である。契約は陸上で行われる。……その後の指示と命令は、陸上のスタッフと調整しつつ、船舶の代理人と船長との間で電子メール、無線、電話その他の方法で行われる。」

241. パナマは、「ゴーサイン、つまり許可が下りたとの連絡あるいは確認は、電話と無線で行われている。実際のところ、もしタンカーが許可書の原本を受け取るために港にまで行くことになるなら、沖合での燃料供給の意味がなくなる」、という。また、「漁船の船主がバージニアG号のために許可を取得するという慣行それ自体が、漁船が漁獲許可を保持していることを前提としていることを、示している」、と述べる。

242. パナマの主張によると、「バージニアG号の船主はギニアビサウ当局が定めた手続きが遵守されるよう今も確保しており、これは海洋法条約58条3項に合致している」、という。パナマによると、「バージニアG号は燃料供給サービスを提供するための許可を得ており」、「ギニアビサウ当局は、2009年8月のバージニアG号の業務について許可を与えていて、その業務を十分に了知していた」。同国は、次のように述べている。

「したがって、許可は、ギニアビサウ法の規定に基づき、一定の活動の方式

と後方支援の方式に服することを条件に与えられており、これらの方式は燃料供給活動が行われる日に近接した日でのみ、履行することができる。必要な情報は、石油タンカーが漁船に燃料供給を行う場所、日時及びタンカーの船名、である。」

243. これに対し、ギニアビサウが当裁判所が2013年8月30日にギニアビサウに示した質問への回答として提出した情報によると、燃料供給に関するギニアビサウ法は、2000年6月27日の法律第6-A/2000号（2005年6月27日の法律第1-A/2005号で改正）、政令第4/96号、及び2013年1月31日の共同命令第1/2013号から構成される、という。

244. ギニアビサウの指摘するところによると、バージニアG号は以前漁獲関連活動を行うための正式の書類を取得したことがあるが、2009年8月の時点で同様の許可を得てはいなかった。このことから、ギニアビサウは、バージニアG号は正式の許可を取得する必要があることを完全に知っていた、と結論づけた。ギニアビサウは、バージニアG号の慣行は電話で連絡を受けただけで許可を取得したのだとするパナマの主張に対し、次のように反論した。

「ギニアビサウ法が明示的に定めているように、すべての燃料供給活動は漁業大臣から個別に許可を得なければならない。この許可を得るためには燃料供給を受ける側の船舶の識別が必要であり、認められた船舶以外の船舶に燃料供給するためにこの許可を用いることはできない。」

245. ギニアビサウは、「許可なく石油タンカーが燃料供給活動を行うことを許すような慣行は、確立していないしギニアビサウで受け入れられてもいない」、という。

246. ギニアビサウによると、「[政令第4/96号の] 39条2項に基づき、許可の申請は書面で行わなければならない、その許可は書面の形式でなければならない」のであり、「ギニアビサウ法は、船舶への燃料供給活動を行うための正式の文書を定めている。これは、通常、供給船のために供給を受ける側の船舶が申請する。許可書には、燃料供給を受ける船舶を記さなければならない」。漁獲関連活動を行う船舶が電話または無線で活動を許可することは、全くもって

ありえない」、という。

247. このことは、2013年8月30日に当裁判所が示した質問第3に対するギニアビサウの回答において、確認されている。バージニアG号は、これまで何度もこの手続きに従っている。ギニアビサウが提出した文書によると、要請された通りに金銭の支払いがなされ、2009年5月及び6月にバージニアG号が燃料供給活動を提供した漁業会社の代理人が、許可書を受け取っている。

248. 当裁判所は、提出された証拠に基づき、バージニアG号が拿捕された時、同船は燃料供給活動についてギニアビサウ法が定める許可書を有していなかった、と認定する。

249. 次に、ギニアビサウ法令、特に法律第6-A/2000号(法律第1-A/2005号で改正)の52条が定める罰則について、扱う。この規定の関連部分は、次のように定める。

[裁判所書記局による翻訳]

「第52条

1. この法律の第13条及び第23条が定める許可を得ることなくギニアビサウの海域において漁獲活動を行うすべての産業的漁船又は手職的漁船(国内の漁船であるか外国漁船であるかを問わない。)は、船内の漁具、設備及び水産物(fishery products)と共に、職権により没収される。当該漁船は、漁業について責任を有する政府構成員の決定により、国の処分に委ねられる。」

250. この法律第6/A/2000号(法律第1-A/2005号で改正)の52条は、漁業規則に違反した漁船に対する制裁について、定めている。違反行為を行った漁船は、漁業について責任を有する政府構成員の決定により、船内の漁具、設備及び水産物と共に、ギニアビサウ国のために職権で没収されるものとされる。

251. 海洋法条約73条1項は、沿岸国が自国の排他的経済水域における生物資源に関する法令の違反に対して制裁を課す可能性について規定しているが、船舶の没収について述べていない。

252. 海洋法条約73条1項は、次のように規定する。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（2）

「沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探査し、開発し、保有し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置（乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む。）をとることができる。」

253. 多くの沿岸国は、自国の排他的経済水域における海洋生物資源の保存及び管理に関する関連法令の違反に対する制裁として、漁船の没収措置を定めている（富丸事件（日本対ロシア連邦）、早期釈放判決、*ITLOS Reports 2005-2007*, p. 74, at p. 96, para. 72を見よ）。当裁判所は、海洋法条約73条1項は漁業法令違反に対する制裁に関する沿岸国の実行に照らして解釈しなければならない、と考える。

254. これに関して、当裁判所は、富丸事件判決において、次のように述べた。

「75. 当裁判所は、漁船の没収は、海洋法条約が設けている旗国と沿岸国の利益のバランスを崩すような方法で行われてはならない、と考える。

76. 没収の決定は、船舶の抑留が有する暫定的性格を取り払い、早期釈放に係る手続の目的を失わせるものである。この決定は、船主が国内の司法的救済を利用することを妨げるような方法や、旗国が海洋法条約の定める早期釈放手続に訴えることを妨げるような方法で、行われるべきでない。また、この決定は、法の適正手続の国際基準に合致しないような手続で行われるべきでもない。」

（富丸事件（日本対ロシア連邦）、早期釈放判決、*ITLOS Reports 2005-2007*, p. 74, at p. 96, paras. 75 and 76）

255. 本件事件について、当裁判所は、沿岸国は海洋法条約56条に基づき海洋生物資源を保存し及び管理するために主権的権利を有するから、沿岸国の主権的権利は排他的経済水域で漁獲を行う外国漁船の燃料補給を規制する権限を含む、と述べた（前述217項）。条約73条1項は、生物資源の管理に関する沿岸国の法令は必要な執行措置を含むことができると定める。ギニアビサウの漁業法令は漁業活動とその支援活動を扱っているから、当裁判所の見解では、ギニアビサウの関連法令は燃料供給船を没収する可能性も定めている、と考える。

256. 沿岸国は、海洋法条約73条1項に基づき、「この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置」をとることができる。ギニアビサウが排他的経済水域について制定した法律が海洋法条約に従っているかどうか、またこの法律を実施するためにとられた措置が必要なものであるかどうか、を確証することは、当裁判所の権限の範囲に含まれる(後述266項を見よ)。

257. 法律第6-A/2000号(法律第1-A/2005号で改正)の52条が定めるように、没収は職権により行われる。もし仮に、この規定が、違反行為の重大性と無関係にまた司法的手段を利用する可能性がないまま没収が行われるという意味で解釈されるとするなら、当裁判所は、その措置が海洋法条約73条1項の意味で必要であるかどうかの問題を取り扱うことになる。しかし、当裁判所の見解では、ギニアビサウの法令はその漁業法令の違反に対し制裁を課すに当たりその機関に柔軟性を与えている、と考える。また当裁判所は、ギニアビサウの法令は、申立人がそのような場合に没収について法的に争ういくつかの可能性を与えていることに、留意する。したがって、当裁判所は、ギニアビサウの排他的経済水域で漁獲を行う外国漁船に燃料供給サービスを提供する船舶の没収を規定することそれ自体は、海洋法条約73条1項の規定に違反しない、と判示する。特定の事案において没収が正当化されるかどうかは、当該事案の事実と状況に依る。

258. そこで、バージニアG号が後になって釈放されたことを考慮しつつ、ギニアビサウによる同船と船内の軽油の没収について、目を向けよう。

259. パナマは、次のように主張した。

「仮に、ギニアビサウが、一実際に行動したように一 自国の排他的経済水域における燃料供給について事前許可の対象とし及びその許可料を課す権利を有すると判示されるとしても、それでもなお、ギニアビサウは、この許可に直接に言及するに当たり不誠実かつ濫用的に行動して、国際法上の義務及び国連海洋法条約上の義務に違反した。」

260. パナマはまた、「いずれにせよ、この執行行動は海洋法条約に従って行われてはならず、不当で、間違っていて、矛盾のある及び恣意的な方法で、また56条2項に違反して、行動した」、と述べる。

261. パナマによると、「ギニアビサウは同国の義務に違反した、なぜなら同国の国内法と実務が73条1項で許容される範囲を逸脱しているからである」、という。

262. これに対し、ギニアビサウは、同国の行動は「海洋法条約73条1項に完全に合致しており、……多くの論者は、没収は違反行為に対する正当な対応であると考えている」、と主張する。「本件拿捕は、ギニアビサウの排他的経済水域においてバージニアG号が行った漁業法違反を理由として行われたのであり、その制裁措置はギニアビサウの国内法において許されている」。ギニアビサウは、無許可の燃料供給に対して自国法が定める制裁措置を課すことは完全に正当である、という。

263. さて、当裁判所は、没収の問題について、ギニアビサウが招聘した専門家であるCarlos Pinto Pereira氏の証言を聴取した。同氏は、船舶と船内の燃料を没収する決定は行政行為を構成し、法律第1-A/2005号の52条3項に基づく抗告訴訟に服する、という。また同氏は、燃料供給は、法律第6-A/2000号の23条1項に基づき、漁業について責任を有する政府構成員による許可に服することを繰り返す述べ、無許可の場合の罰則は職権で行われる没収であることを強調した。そして、措置を実施するのは、漁業について責任を有する政府構成員でありすなわちCIFMの議長である、と述べた。Pereira氏の証言によると、バージニアG号に向けられた2009年8月27日の決定第07/CIFM/09号と2009年9月25日の決定第09/CIFM/2009号¹³⁾は、それぞれ没収措置を命じ及び確認したものであるが、単に法律を適用しただけのものである、という。

264. 当裁判所が認定したように（前述217項を見よ）、沿岸国は、自国の排他的経済水域において漁獲を行う外国船舶の燃料補給を規制し必要な執行措置を行う管轄権を有する。

265. 海洋法条約73条1項は、沿岸国が当該船舶に乗船しこれを検査し及びこれ

13) 訳者注：判決70項と73項では“09/CIFM/09”の文書記号が用いられているが、同じ決定である（原告申述書附属書48（前掲注6の *ITLOS Pleadings*, p. 224）参照）。

を拿捕する権利に、言及している。したがって、当裁判所は、バージニアG号に乗船し及びこれを検査したことも、同船を拿捕したことも、条約73条1項に違反しない、と認定する。

266. すでに述べたように(前述256項を見よ)、執行措置は、沿岸国が海洋法条約に従って制定する法令の遵守を確保するために「必要な」ものでなければならぬ。バージニアG号は、ギニアビサウ法が義務づけた燃料供給の許可書を有しておらず(前述248項を見よ)、所定の許可料(112ユーロ相当)を支払っていない。

267. 当裁判所は、燃料供給の許可書を取得し所定の許可料を支払うべき義務の違反は重大な違反行為である、と考える。

268. とはいえ、バージニアG号について、酌量事由もある。ギニアビサウ当局は次のことを考慮すべきであった。すなわち、バージニアG号はBalmar社の漁船(Amabal I号、Amabal II号、Rimbal I号及びRimbal II号)に燃料供給サービスを提供することになっていたが、同社の代理人は、燃料供給活動を行う場所の経緯度及び日時を2009年8月20日にFISCAPに通知していたのである。しかしBalmar社の代理人は、許可を書面で申請する手続きを行わなかった。これに関して、バージニアG号と共に拿捕された漁船(Amabal I号とAmabal II号)は、同程度の重大なギニアビサウ法違反を行ったにも関わらず、罰金を科せられただけで没収されていない。また、他の漁船(Rimbal I号とRimbal II号)は、2009年8月20日にバージニアG号から燃料供給サービスを受けたにも関わらず、拿捕されず罰金も科せられていない。

269. 当裁判所の見るところ、これらの事実に鑑みると、許可証を取得しなかったのは、ギニアビサウ法令の意図的な違反によるのではなく、漁船の代理人とFISCAPとの間の連絡内容の誤解の結果であるように思われる。したがって、当裁判所の見解では、本件事件の事情において船舶と船内の軽油を没収することは、違反行為に対し制裁を課するためあるいは同船または運航者がこの違反行為を繰り返すのを抑止するために、必要であるとはいえない。この点について、ビサウ地方裁判所の2009年11月5日の仮処分命令は、「仮処分申請者が主張する

被害は、経済的社会的損害に関して、被告が被る損失よりも大きい」、と述べている。

270. 本件事件において、ギニアビサウによる没収を評価するに当たり、考慮すべき別の事由がある。当裁判所は、豊進丸事件判決で「海洋法条約292条に基づく裁判の文脈であるが「73条2項が規定する要件……は、沿岸国が定める保証金は関連する諸要因の評価に照らして合理的であること、である」、と認定した（豊進丸事件（日本対ロシア連邦）、早期釈放判決、*ITLOS Reports 2005-2007*, p. 18, at p. 47, para. 88）。当裁判所の見解では、合理性の原則は、条約73条に基づく執行措置にも一般的に適用される。当裁判所は、執行措置を行う際には、当該事案の事情と違反行為の重大性に妥当な考慮（due regard）を払わなければならない、と考える。これらの理由で、当裁判所は、バージニアG号に対する執行措置は、本件事件の事情に照らして合理的でない、と判断する。

271. したがって、当裁判所は、ギニアビサウがバージニアG号と船内の軽油をギニアビサウが没収したことは海洋法条約73条1項に違反する、と認定する。

VIII. 海洋法条約73条2項、3項及び4項

272. ギニアビサウが海洋法条約73条の2項、3項及び4項に違反したかどうかの問題について、引き続き検討する。

(1) 73条2項

273. 海洋法条約73条2項は、「拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。」と規定する。

274. この規定に関して、パナマは、ギニアビサウは「合理的な保証金の設定に協力せず、また、合理的な保証金を設定することを妨害したために、73条2項に違反した」、と主張する。パナマによると、これに関して、バージニアG号の船

主は、ギニアビサウ当局に対し「当該船舶、乗組員及び積載物の積放のために必要な保証金」の額を定めるよう何度も要請したが、「これらの要請に対し回答はなかった」、という。

275. パナマは、「確かに、船主は、ギニアビサウ法において、ギニアビサウ当局の決定と措置に異議を唱えバージニアG号とその乗組員の積放を求めるため、同時並行的に複数の手続きを利用する権利が与えられていた」、と指摘する。しかし、「これらの手続きと救済方法は、実際のところ、(i) 利用できないような条件だったあるいはあまりに高額な条件であった、(ii) ギニアビサウの行政機関により妨げられた、(iii) 最終的に効果がなかった、のいずれかであったため、結局のところ船主の努力は実らなかった」、という。

276. これに関して、パナマは次のように主張した。

「船主は、法律第6-A/2000号の65条に基づく『迅速な積放』の手続きを合理的に利用することができなかった。なぜなら、保証金提供の条件が、(i) 知らされていなかった、(ii) ギニアビサウに有利なもので不公平であった、(iii) 合理的でなかった、(iv) あまりに高額であった、ためである、つまりこの救済措置を実効的に利用することが妨げられていたためである。」

277. パナマによると、この法律の65条ではギニアビサウの国内裁判所が保証金を定めることになっているが、「その裁判は裁判期間中ギニアビサウに有利なように停止され、不当に長期化することが予想され」、また、「保証金の算定方法が不合理であり、そのため、實際上十分な資金的流動性を有する事業者にしかなこの救済方法が利用できないものになっており」、「(保証金が)船舶、乗組員及び積載物の積放を求める小規模船主にとっては『合理的』でなく、あまりに高額であり、また実行可能なものでもない」ことも予想された、という。

278. パナマの主張によると、船主が法律第6-A/2000号の65条を利用しなかったのは、この手続きを利用することができなかったからである。というのは、第一に、船主は保証金の額について知らされておらず、また、第二に、その額は、根拠のない拿捕と抑留によって益々深刻な資金難にある会社にとってあまりに高額なものであった、という。

279. パナマは、この状況において、「船主は 一行政的手段を通じて一 合理的な保証金を定めるよう求めることを試みたが、ギニアビサウ当局により全く無視された」、という。

280. これに対し、ギニアビサウは、保証金の設定について、次のように主張した。

「保証金の設定の要請は、権限のある機関に対して行わなければならない。しかし、バージニアG号の船主はそうしなかった。船主がこの問題を処理しようとして試みたのは、いつも執行機関であるFISCAPに対してであって、裁判所には要請しなかった。裁判所が、保証金を定める権限のある機関であった。」

281. ギニアビサウは、自国の主張を支持するため、後述287項で引用する法律第6-A/2000号の65条1項に言及した。

282. ギニアビサウは、もしバージニアG号の船主が上記法律の65条に基づき合理的な保証金を定めるよう要請しなかったのなら、「ギニアビサウはこのことについて明らかに責めはない」、と主張する。

283. さて、沿岸国の法令の執行に関する海洋法条約73条2項は、沿岸国がこの規定に基づいて権限を行使して自国の排他的経済水域で外国漁船を抑留または拿捕した場合において、沿岸国に対し3つの義務を課している。すなわち、拿捕された船舶と身柄を拘束されたその乗組員は保証金の支払いまたは他の保証の提供の後に釈放されること、その釈放は速やかに行われること、及び、保証金または他の保証は合理的でなくてはならないこと、である。

284. 海洋法条約73条2項は、沿岸国がこれらの義務に従う方法について定めていない。そのため、沿岸国に、自国の国内法に従って最も適切な手続きを定めることを、委ねている。

285. この点について、沿岸国の実践は多様である。保証金その他の保証は、抑留または拿捕された船舶の船主または船長が提出する申立てを受けて、権限ある裁判所が決定する、とする国もある。また、執行機関が保証金または他の保証を決定するとする国もある。

286. ギニアビサウの場合、保証金の支払いによる漁船とその乗組員の釈放を規律するのは、法律第6-A/2000号である。この規定に基づき、この事項を決定する権限は、裁判所に与えられている。この点についてのギニアビサウ法は、他の国の実践と異ならない。

287. 法律第6-A/2000号の65条1項は、次のように定める。

[ギニアビサウの答弁書230項に記載された英訳]

「漁船及びその乗組員は、当該事件の裁判が行われる前に当該船舶の船主若しくは船長が要請を行い又は国内に所在する代理人が要請を行い、かつ、十分な保証金が支払われた場合には、権限ある裁判所の決定がなされた後に迅速に釈放される。」

法律第6-A/2000号の65条2項によると、その裁判所命令は、「船舶及び乗組員の釈放を求める要請書を裁判所に提出して48時間以内に、発出しなければならない」。

288. 当裁判所が見るところ、法律第6-A/2000号の65条の規定は、海洋法条約73条2項が定める第1と第2の要件を満たしている。65条の規定は、抑留または拿捕された漁船は、当該船舶の船主または船長の要請があり裁判所が定める保証金の支払いまたはその他の金銭上の保証の提供がなされることを条件に、権限ある裁判所の決定により釈放される可能性を、認めている。この規定は、また、裁判所に対し、船舶及び乗組員の釈放を求める要請書が提出されて48時間以内に命令を発出するよう義務づけており、裁判所が迅速に決定することを保証している。

289. 保証金の額の問題は、法律第6-A/2000号の65条3項と4項が扱っている。これらは、次のように規定する。「保証金の額は、船舶の差押え及び拿捕に伴う費用並びに乗組員の送還に係る費用の見込額に、違反行為者が支払うべき罰金額を加えた額より、下回ってはならない。」(3項)。「この法律が、漁獲物、漁具及び船舶の没収を定め又はその没収を認めることとなるような違反行為があったときは、裁判所は、保証金の額にその漁獲物、漁具及び船舶の価値を上乗せすることができる。」(4項)。

290. 法律第6-A/2000号の66条は、65条に従い裁判所が定めた保証金は、「被告人を無罪とする判決が下されたときは直ちに返還するものとする」、と規定する。

291. 問題は、ギニアビサウの裁判所がこれらの規定に基づき定める保証金の額が、海洋法条約が義務づける合理的なものであるかどうか、である。当然ながら、保証金の額は、事案の事情により異なり、前もって決めることはできない。本件事件において、当裁判所は、法律第6-A/2000号の65条3項及び4項はギニアビサウ裁判所が保証金を定めるための十分な指針を示している、と考える。

292. 当裁判所は、豊進丸事件判決で、次のように述べた。

「当裁判所は、これまでのいくつかの判決で保証金の合理性の問題について自身の見解を示してきた。カモコ号事件判決では、『当裁判所は、いくつかの要因が保証金または他の金銭上の保証の合理性の評価に関係する、と考える。その要因には、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律に基づいて科されたまたは科される可能性のある刑罰、抑留された船舶及び積載貨物の価値、抑留国が課す保証金の額とその方式が、含まれる。』と述べた（*ITLOS Reports 2000*, p. 10, at p. 31, para. 67）。また、モンテ・コンフルコ号事件判決では、『これは、要因の網羅的な列挙ではない。また、当裁判所は、これらの要因のそれぞれに与えられる正確な重要性について、確固とした規則を示すつもりはない。』と付言した（*ITLOS Reports 2000*, p. 86, at p. 109, para. 76）。ヴォルガ号事件判決では、『保証金または他の金銭上の保証の合理性を評価するに当たっては、当該事件のすべての事情を考慮して、抑留国が定める保証金または保証の条件に妥当な考慮を払わなくてはならない。』と述べた（*ITLOS Reports 2002*, p. 10, at p. 32, para. 65）。そして、ジューノ・トレイダー号事件判決において、当裁判所は、『関連要因の評価は、両当事国が裁判所に提出したすべての情報を考慮して、客観的なものでなくてはならない。』と判示した（*ITLOS Reports 2004*, p. 17, at p. 41, para. 85）。」

（豊進丸事件（日本対ロシア連邦）、早期釈放判決、*ITLOS Reports 2005-*

2007, p. 18, at p. 45, para. 82)

293. バージニアG号が、法律第6-A/2000号(法律第1-A/2005号により改正)の52条に基づき船内の漁具、設備及び製品(products)が没収されたのは、法律第6-A/2000号の13条と23条に基づく必要な許可を得ないで漁獲関連活動を行った嫌疑によるのであるから、保証金の額は相当に高額となりうる。前述289項で述べたように、保証金の額は、この法律に基づき船舶の価値を含めることができる。この点について、この法律の52条2項は、没収があるかどうかに関わらず、「裁判所は第54条第2項の定める罰金を科さなければならない」、と定める。この54条2項は、罰金額は15万ドル以上100万ドル以下、と定めている。

294. しかし、当裁判所の見解では、保証金の額を定める権限を有するギニアビサウ裁判所は、保証金は合理的でなければならないと定める海洋法条約73条2項の規定を指針とする、と考えることができよう。また、ギニアビサウ裁判所が定める保証金が合理的でないと思われる場合は、条約292条が規定する手続きが開始され、当裁判所がその事情を踏まえてギニアビサウ裁判所が定めた保証金が合理的であるかどうかを決定することになる。

295. とするとき、パナマは、法律6-A/2000号の65条が定める保証金その他の金銭上の保証の提供の後に船舶とその乗組員を釈放とする手続きが合理的でなくあまりに不当であったため、本件事件において利用することができなかったと主張しているが、当裁判所はこの主張に納得しない。バージニアG号の船主は、ギニアビサウの排他的経済水域において活動を行うに当たり、ギニアビサウの適用可能な法律をよく知っていたはずである。バージニアG号の船主が、船舶の迅速な釈放のための法律第6-A/2000号の65条が用意している手続きを金銭上その他の理由で利用しないと決めたことは、ギニアビサウが海洋法条約73条2項の規定に違反したと主張する根拠には、なりえない。

296. 以上の理由で、当裁判所は、合理的な保証金その他の保証の提供の後に、拿捕された漁船とその乗組員を迅速に釈放すると定めるギニアビサウ法は、海洋法条約73条2項の規定に合致する、と考える。したがって、当裁判所は、ギニアビサウは、条約73条2項に違反しなかった、と認定する。

(2) 73条3項

297. 海洋法条約73条3項は、次のように規定する。

「排他的経済水域における漁業に関する法令に対する違反について沿岸国が科する罰には、関係国の別段の合意がない限り拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならない。」

298. パナマは、「船内の乗組員たちは、適法な裁判を受けることなく、4カ月以上もの間、その意思に反してギニアビサウで身柄を拘束され、衛兵の監視下に置かれた。これは2010年1月初頭に彼らのパスポートが返却されるまで続いた」こと、及び、「乗組員がギニアビサウ内に留められる必要はなく、彼らに対し何ら刑事罰が科せられていない」こと、を指摘する。

299. パナマは、「ギニアビサウ法は、その漁業法（法律第6-A/2000号）の違反に対する刑罰として拘禁を規定してはいない」ことを、承知している。しかし、パナマは次のように主張した。

「乗組員たちは現実に拘禁施設に入れられたわけではないが、4カ月以上もの間、彼らのパスポートが押収されたこと及びそのためギニアビサウを出国することができなかったことは、事実上拘禁あるいは恣意的な抑留を構成し、及び彼らの基本的権利の重大な侵害を構成する。」

パナマによると、ギニアビサウはこのように海洋法条約73条3項と一般国際法に違反した、という。

300. これに関して、パナマは、Fausto Ocaña Cisneros一等航海士の状況に特に着目して、「彼は、緊急な個人的理由でギニアビサウを出国する必要があったのだが、ギニアビサウ当局から自身のパスポートを取得するに当たり、大きな困難に直面した」、という。

301. これに対し、ギニアビサウは次のように述べた。

「ギニアビサウは、海洋法条約73条3項に違反していない。なぜなら、ギニアビサウはバージニアG号の乗組員に対し拘禁あるいは身体刑を伴う措置を適

用していないためである。滑稽なことに、パナマは、パスポートを一時的に取り上げたことあるいは保証金を提供しなかったこと¹⁴⁾を、事実上の拘禁だとしたかったのだろう。」

この点について、ギニアビサウは、同国の当局は「乗組員に対して何ら刑罰を科してはいない」、なぜなら刑罰はギニアビサウ法において許されていないからである、と強調する。

302. ギニアビサウは、「バージニアG号の乗組員がビサウ港に留め置かれた状況は人権の侵害を構成しない」、と述べる。「その最良の証拠は、乗組員がビサウ港に滞在していた間、なんら身体的被害について苦情が出されなかったこと」及び「ギニアビサウにいる間、1度も誰も医療的支援を求めていること」である、という。

303. ギニアビサウは、「パスポートは、要望があったので返した」といい、また、「パスポートの返却の遅延は拘禁の措置と同等であるとみなすことはできず、したがって、海洋法条約73条（[3項]）の違反はないことは明白である」、と主張する。

304. ギニアビサウの指摘によると、「乗組員は、希望するときはいつでも、ギニアビサウを出国することができた。衛兵は、船舶の出港を妨げていたけれども、乗組員を留め置いてはおらず、彼らは常に、希望するときはいつでも出国する自由を有していた」。そして、「乗組員が直ちにギニアビサウを出国しなかった唯一の理由は、まさしく、バージニアG号の船主が、出国のための搭乗券を支払う資金がなかったことである」、という。

305. さて、当裁判所は、海洋法条約73条3項の文言は明確であることを強調しておきたい。この規定は、「排他的経済水域における漁業に関する法令に対する違反について沿岸国が科する罰には、……拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならない。」、と定める。

306. 法律第6-A/2000号の関連規定を分析すると、この法律の違反に対して科さ

14) 訳者注：判決の英文も仏文も「提供」としか訳せないが、これは「設定」の誤りであろう。

れる罰刑には、拘禁その他の形態の身体刑は含まれていない。

307. 防止措置に関する法律第6-A/2000号の42条4項は、犯罪の疑いがある場合に「言い渡される可能性がある判決の執行を確保することが絶対的に必要なときは」、その理由で拿捕されたすべての漁船及びその乗組員を、「最も便利なギニアビサウの港に連行し、及び法的に定められた手続が終了するまで、その場所に留め置くことができる」、と定める。しかし、法律第6-A/2000号の65条1項は、上述のように、乗組員は、「当該船舶の船主若しくは船長が要請を行い又は国内に所在する代理人が要請を行い、かつ、十分な保証金が支払われた場合には、権限ある裁判所の決定がなされた後に迅速に釈放される」、と定めている。

308. 当裁判所の見るところ、ギニアビサウが行った、初期段階でのバージニアG号の海上での抑留とその後にビサウ港で同船を留め置いた際に短期間乗組員を監禁した措置は、拘禁とは解されえない。なぜなら、特に後者の期間において、乗組員は同船から離れる自由を有していたからである。

309. 乗組員が直ちにギニアビサウを出国することができなかった理由について両国が提出した情報は、相異なるものであった。すなわち、パナマは、「4カ月以上もの間、彼らのパスポートが押収されたこと」をその理由として示し、これに対し、ギニアビサウは、「乗組員が直ちにギニアビサウを出国しなかった唯一の理由は、まさしく、バージニアG号の船主が、出国のための搭乗券を支払う資金がなかったことである」、と主張した。

310. バージニアG号が拿捕されて以降の期間に乗組員がギニアビサウを出国できなかった理由が何であれ、当裁判所は、乗組員のパスポートを一時的に取り上げたことは、海洋法条約73条3項の意味における拘禁とみなすことはできない、と考える。

311. 以上の理由で、当裁判所は、本件事件において、バージニアG号の乗組員には拘禁刑は科せられておらず、したがって、ギニアビサウは海洋法条約73条3項に違反しなかった、と認定する。

(3) 73条4項

312. 海洋法条約73条4項は、次のように規定する。「沿岸国は、外国船舶を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科した罰について、適当な経路を通じて旗国に速やかに通報する」。

313. パナマは、次のように主張する。

「ギニアビサウは、バージニアG号に乗船しこれを拿捕し及び抑留したこと並びにその軽油を没収したことを、船舶の旗国であるパナマに通報せず、そのため、パナマの利益とパナマ国民の利益を保護するため速やかに介入する公正かつ正当な機会をパナマから奪ったため、73条4項に違反した。」

314. これに関して、パナマは次のように指摘する。

「73条の2項と4項は関係がある。というのは、速やかな通報がなされないと、旗国が73条2項及び海洋法条約に基づくその他の措置（例えば292条）を適時にかつ効率的に援用する可能性に、影響しうるためである。」

315. パナマによると、「73条4項が旗国に課している通報義務は、当該船舶に対してとった最初の措置の通報にのみ関係するのではなく、船舶に対して新たな重要な措置をとるその措置を通報しなくてはならないのであって、このことは、『その後科した罰』の文言が示す通りであり」、また、「このことが特に意味を持つのは、恐らく、船舶とその乗組員の自由が関係する場合である」、という。

316. パナマは、ギニアビサウがこの船舶に関係のあるパナマ人とパナマ団体が存在していないから海洋法条約73条4項に違反していないと主張していることに言及して、「73条4項の文言は明白であり、ギニアビサウの解釈が示すような要素は含まれていない」、と指摘する。

317. 以上のことからパナマは、結論として、「ギニアビサウが73条4項に基づきパナマに通報しなかった理由は、明らかに根拠がなく間違っている」、なぜなら、「海洋法条約が沿岸国に明確に義務づけているのは、旗国に対し速やかに通報することであって乗組員の国籍国に対してではないし、まして、条約は、

船舶の乗組員は船舶の旗国の市民でなくてはならないとはしていない」、と述べる。

318. これに対し、ギニアビサウは、「海洋法条約73条4項の違反はない、なぜならパナマに関係する者または団体は単一でない」、「船舶の船主はスペイン法人、船長とほとんどの乗組員はキューバ人で、他にガーナ人が数人、カーボベルデ人が1人いるからである」、と主張する。

319. ギニアビサウは、また、次のように主張した。

「当然ながら、海洋法条約73条4項は、91条と結びつけて解釈しなくてはならない。73条4項の通報義務は、当該船舶と実効的な関係を有する国が外交的保護を行使する時に終了する。」

320. 更にまた、ギニアビサウは次のように述べた。

「パナマの主張と異なり、ギニアビサウは、当該船舶とパナマとの関係を認めていない。パナマが[申述書の]附属書58として添付した書類から明らかであるが、同船はパナマの旗を掲げているが、スペイン会社に所属しているからスペイン船である。」

321. この点について、ギニアビサウは次のように指摘した。

「スペインとキューバの両国は、船主と乗組員の外交的保護を迅速に行使した。そのため、パナマには通報がなされなかったのである。パナマは、同船と関係がないし、またビサウ市に外交代表使節を有してさえいない。」

322. さて、当裁判所は、ギニアビサウが海洋法条約73条4項に違反したかどうかの問題に回答する前に、船舶の船主と乗組員が旗国の国民でないという事実が、旗国と旗国の旗を掲げる船舶との間の真正な関係の存在の問題に影響を及ぼすかどうかを、判断する必要があると考える。この真正な関係の要件は、条約91条1項に定められている。

323. 海洋法条約91条1項は、「いずれの国も、船舶に対する国籍の許与……に関する条件を定める」と規定するが、これに関して、船主または乗組員の国籍については何ら制限を設けていない。

324. ギニアビサウが認識したように、本件事件の事態が発生する以前にバージ

ニアG号は何度かギニアビサウの排他的経済水域において燃料供給活動を行っており、また、2009年の5月と6月に2回、Afripêche社が所有する船舶のために行う燃料供給活動について必要な許可を申請し許可を受けた。ギニアビサウは、これらのいずれの場合についても、海洋法条約94条が定める、バージニアG号に対するパナマの適当な管轄権と規制の行使について問題視しなかったし、パナマにこの問題を提起することもなかった。

325. 当裁判所は、両当事国が提出した情報からは、パナマがバージニアG号に対して有効に管轄権を行使し有効に規制を行ったとはいえしたがって海洋法条約94条の規定に違反した、と結論づけるような根拠を見出すことはできない。

326. したがって、ギニアビサウは、本件事件において、海洋法条約73条4項の規定に拘束される。

327. 法律第6-A/2000号の46条1項と2項は、この点について正しく次のように述べている。すなわち、「監督官は、船舶又は漁船による違反行為について報告書を作成したときは、直ちに漁業担当の政府構成員に通知しなければならない」こと、また、その政府構成員は、「このことを外務・共同体大臣に通知しなければならない」、同大臣は、当該船舶又は漁船の旗国の大臣に通報しなければならない」こと、である。このように、ギニアビサウの適用のある法律は、海洋法条約73条4項の定める義務を繰り返している。

328. 当裁判所は、ギニアビサウは、バージニアG号の抑留と拿捕及びその後同船とその積載物に対してとった行動についてその旗国であるパナマに通報しなかったため、海洋法条約73条4項の義務に違反し、及び、旗国であるパナマがバージニアG号に対してとられた行動の初期段階及びその後の裁判手続において介入する権利を奪った、と認定する。

(未完)

(2021年9月30日稿)

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニア G 号事件」2014年4月14日判決（2）

【付記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS科研費19H00567）による成果の一部である。